

**「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針
作成検討会」報告書について**

平成 15 年 2 月 24 日に第 1 回目の標記検討会が開催され、3 回にわたって議論され、報告書の最終確認が座長預かりとされていましたが、別添のとおり取りまとめられましたので、お知らせ致します。

(別添)

**「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」
報告書**

看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会

平成 15 年 7 月 25 日

目 次

はじめに	1
看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針	
A. 看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方	3
教育評価の意味	3
自己点検・自己評価の目的	3
自己点検・自己評価の対象	5
B. 看護師等養成所の自己点検・自己評価指針	6
自己点検・自己評価指針の活用にあたって	6
自己点検・自己評価カテゴリーおよび下位項目一覧	8
「自己点検・自己評価カテゴリー、下位項目」「評価の考え方と点検」「資料（データ）」	
I 教育理念・教育目的	11
II 教育目標	15
III 教育課程経営	19
IV 教授・学習・評価過程	27
V 経営・管理過程	34
VI 入学	43
VII 卒業・就業・進学	45
VIII 地域社会／国際交流	47
IX 研究	49
<点検>（評価内容）一覧	51
C. 自己点検・自己評価活動の開始と継続	58
参考 委員名簿	59

はじめに

- 近年、医療の高度化・専門化の進展に対応した資質の高い看護師等が求められており、その養成への国民の期待が高まっている。
- 平成14年3月、専修学校設置基準等の改正に伴い、専修学校において教育活動等の状況についての自己点検・自己評価を行うこと、およびその結果を公表することが努力義務化された。
- このような現状にかんがみ、看護師等養成所が看護教育の充実に自主的に取り組む環境を整備する一環として、看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針を作成するため、平成15年2月24日に第1回目の検討会が開催され、3回にわたって議論がなされた。
- 本検討会報告書の作成にあたって、自己点検・自己評価指針が養成所の教育活動を一律に規制することにならないようにすることや、自己点検・自己評価の対象が教育課程に偏ることなく、学生生活の支援も含めた養成所の運営のあり方全体を評価できるように留意した。
- また、自己点検・自己評価は学校設置者、専任教員、事務職員等養成所全体で取り組む必要があることから、教育に直接携わる者だけでなく、一般の人にもわかりやすい平易な表現にするように努めた。
- 今般、当検討会として看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針を作成し、本報告書にとりまとめたので、これを公表するものである。